

京都市訓令甲第2号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成16年4月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表第1局長の項中第36号を第38号とし、第17号から第35号までを2号ずつ繰り下げ、同項第16号中「これ」を「工事請負契約並びにこれら」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、契約にあっては、理財局長が別に定める随意契約に限る。

別表第1局長の項第16号を同項第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (18) 1件80,000,000円未満の不動産の買収及び補償に係る経費の支出決定に関する事。

別表第1局長の項第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 1件80,000,000円未満の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。ただし、契約にあっては、理財局長が別に定める随意契約に限る。

別表第1庶務担当部の部長及び庶務担当室の室長の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項第7号中「物件、労力その他」を「物品等」に、「これ」を「契約並びにこれら」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、契約にあっては、理財局長が別に定める随意契約に限る。

別表第1庶務担当部の部長及び庶務担当室の室長の項第7号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 1件50,000,000円以下の工事請負契約及びこれに伴う経費の支出決定に関する事。ただし、契約にあっては、理財局長が別に定める随意契約に限

る。

別表第1庶務担当部の部長及び庶務担当室の室長の項第8号中「80,000,000円未満」を「10,000,000円以下」に改める。

別表第1工事担当部の部長及び工事担当室の部長の項第1号中「5,000,000円」を「20,000,000円」に改め、「並びにこれに伴う経費の支出決定」を削り、同項第2号中「及びこれに伴う経費の支出決定」を削る。

別表第1庶務担当課の課長の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、同項第15号中「2,000,000円」を「5,000,000円」に、「物件、労力その他」を「物品等」に、「これ」を「契約並びにこれら」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、契約にあっては、1件100,000円以下の契約及び理財局長が別に定める随意契約に限る。

別表第1庶務担当課の課長の項第15号を同項第14号とし、同項第16号を削り、同項第17号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同号を同項第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 1件3,000,000円以下の工事請負契約及びこれに伴う経費の支出決定に関する事。ただし、契約にあっては、理財局長が別に定める随意契約に限る。

別表第1庶務担当課の課長の項第18号及び第19号を削り、同項第20号を同項第17号とする。

別表第1工事担当課の課長の項第1号中「2,000,000円」を「5,000,000円」に改め、「並びにこれに伴う経費の支出決定」を削り、同項第2号中「及びこれに伴う経費の支出決定」を削る。

別表第2総務局長の項第14号を削る。

別表第2総務部長の項第2号を削る。

別表第2総務課長の項第2号を削る。

別表第2理財局長の項第5号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、理財局長が別に定める随意契約を除く。

別表第2理財局長の項第6号中「物件、労力その他」を「物品等」に、「及び最低制限価格」を「最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格」に改め、同項第7号に次のただし書を加える。

ただし、理財局長が別に定める随意契約を除く。

別表第2理財局長の項第8号中「及び最低制限価格」を「最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格」に改める。

別表第2財務部長の項第5号中「10,000,000円」を「20,000,000円」に、「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、理財局長が別に定める随意契約を除く。

別表第2財務部長の項第6号に次のただし書を加える。

ただし、理財局長が別に定める随意契約を除く。

別表第2調度課長の項第1号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、理財局長が別に定める随意契約を除く。

別表第2調度課長の項第2号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同項第3号に次のただし書を加える。

ただし、理財局長が別に定める随意契約を除く。

別表第2文化市民局長の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号

とする。

別表第2文化部長の項を削る。

別表第2市民スポーツ振興室長の項第1号中「物件、労力その他」を「物品等」に改める。

別表第2都市計画課長の項を削る。

別表第2公共建築部長の項第1号中「5,000,000円」を「20,000,000円」に改め、「及びこれに伴う経費の支出決定」を削る。

別表第2工務監理課長の項第1号中「2,000,000円」を「5,000,000円」に改め、「及びこれに伴う経費の支出決定」を削る。

別表第2住宅室部長の項中第1号中「5,000,000円」を「20,000,000円」に改め、「及びこれに伴う経費の支出決定」を削る。

別表第2住宅建設課長及び住宅改善課長の項第1号中「2,000,000円」を「5,000,000円」に改め、「及びこれに伴う経費の支出決定」を削る。

附 則

この訓令は、平成16年5月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)